

令和3年度第1回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2021年6月14日（月）午後14時開会
場 所：子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、これより令和3年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めます札幌市子ども未来局子ども企画課長の島谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、Z o o mでの開催とさせていただきますいておりますが、皆様、映像並びに音声、大丈夫ですね。

ありがとうございます。

それでは、最初出席状況ですが、本日は児童福祉部会の皆さん全員にご参加いただいております。

なお、高橋委員につきましては、本日15時半から途中退席の予定となっております。

○高橋委員 もう少し早いのですが、そのころです。よろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

では、最初に、今年4月に新しく児童福祉部会の委員になりました北海道警察本部少年サポートセンター所長の伊林委員のほうから一言ご挨拶いただければと思います。

○伊林委員 皆さんこんにちは。初めまして、北海道警察本部生活安全部少年サポートセンターの所長を4月1日からやっておりますので、よろしくお願いいたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、続きまして、事前に配布させていただきました資料のご確認をお願いいたします。こちらの資料です。

一番上に次第がついておりまして、その後ろに資料1、それとちょっと厚めの資料になっております資料2、その後、資料3、資料4-1と4-2、そして資料5-1から5-2、5-3、資料6、最後に資料7となっております。

不足はないでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、札幌市子ども未来局子ども育成部長の野島よりご挨拶を申し上げます。

○野島子ども育成部長 皆様、お疲れさまです。

今年4月に子ども未来局子ども育成部長に着任いたしました野島でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより様々な場面で札幌市の子ども・子育て施策に対して多大なご尽力をいただいておりますことに、この場をかりまして厚く御礼申し上げたいと思います。

また、依然猛威を振っております新型コロナウイルスの感染対策において、医療機関はもとより、子どもや子育て世帯を支える関係機関の皆さんにおかれましても、感染拡大防止やストレスを抱えている子どもたちのケアなどに心を砕かれていることと思います。自粛生活も長期にわたり続いているのですが、札幌市では少しでも皆様が安心して生活で

きるよう取組を今後とも進めてまいりたいと考えております。

さて、令和元年6月死亡事例から2年が経過いたしました。札幌市としては、様々な取組を進めてまいりましたが、まだ道半ばというところでございます。かけがえのない幼い命が失われたということを決して風化させることなく、提言等に基づいた取組方針は着実に実行し、全庁組織横断的に再発防止に努める所存でございますので、引き続きお力添えをいただくと幸いです。

本日は、検証報告書の提言を受けての取組状況のご報告と、来週から始まります外部評価ワーキングの開催方法を主な議題といたしましてご審議いただきます。

委員の皆様それぞれのお立場からのご意見が何よりも大切と考えております。ぜひ忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、本日の議事進行につきまして、松本部長のほうにお願いしたいと思います。

部長、どうぞよろしく願いいたします。

○松本部長 皆さん、こんにちは。

私の声はスムーズに通りますでしょうか。札幌市もIT化がきちっと進んで会議もスムーズになったというところです。

しかし、マイクを通しながらの発言でございますので、もし分かりにくいところがあったら、ミュートを外してもう一度とか、そういうふうに適宜ご発言いただければ、質問いただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それで、ただいま野島部長からお話がありましたけれども、本日の議題は、例の死亡事件にかかわっての検証報告書を受けての取組状況ということでご報告をさせていただくということと、その評価ワーキングの開催方法ということについてご審議いただくということとであります。

評価ワーキングについては、既にこの場でご了承いただいておりますので、早速もう来週から始まるということでもありますけれども、各地でいろいろな検証報告が出て、いろいろな提言がなされますけれども、それを受けて自治体のほうで取組がこういうふうな形で報告される、あるいは継続的に評価を受けるということ自体、私の知る限りではそう多くないというか、例がないのではないかというふうに思います。そうした意味でも、こうした事件を部長のお言葉だと風化させないというふうな形での一つの先進的、このこと自体が大変大事な取組で、ほかからもいろいろ形で注目される場所だというふうに考えておりますので、忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうからご説明お願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、私から議事「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言を受けての取組状況等報告につきまして、資料1、資料2、資料3に基づきましてご説明させていただきます。

なお、この資料により評価ワーキングのグループにお諮りしたいと考えてございます。

また、本日のこの資料、かなりボリュームが多くなってございますことから、極力要点を絞って、そして資料ごとに区切りながら説明させていただきたいと思っております。

皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○松本部長 ちょっと進め方で確認ですけれども、これは全部説明してから質疑というふうなことですか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 資料1、2、3とそれぞれ区切ろうかと思うのですが、ちょっと資料2が長くなるのですよね。途中で切りますか。

○松本部長 途中でどこか切っていただいて、そこまでというふうにして、それは時間を見て次に行って、最後総合的に、もう一度最初のところも戻ってよいというふうにして進めましょうか。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい、分かりました。

○松本部長 どこで切るかは、課長のほうにお任せします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、早速資料1をご覧ください。

こちらは、令和元年6月の事案発生以降の児童虐待防止のための札幌市の取組（令和元年6月以降）という資料でございます。こちら事案発生以降の取組につきまして時系列でまとめた資料でございます。

よろしいでしょうか、皆様。

聞こえますでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

では、進めさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

まず最初に、令和元年6月5日に事案が発生いたしました。1番の事案発生というところからです。

その後、すぐに下の2番になります。6月10日に第1回札幌市児童虐待防止緊急対策本部長会議を開催し、札幌市におきまして乳幼児健診未受診などの再点検や夜間休日対応の検討を行ったところでございます。

そして、3番、6月20日、こちら児童福祉部会を開催させていただきまして、検証ワーキングを開催することを決定したところです。

1ページ目の一番下の7番になりますが、7月20日、第1回検証ワーキンググループ会議を開催したところでございます。

その後、令和2年2月まで合計12回のワーキング会議を開催させていただいたところ
でございます。

次のページをご覧ください。

そして、8番になりますが、8番以降、令和元年10月以降児童相談所におきまして組
織体制の強化ですとか、情報システムの強化などの取組を進めたところでございます。

そして、このページの中段、12番になります。3月6日に開催いたしました児童福祉
部会におきまして、検証ワーキングで取りまとめました報告書の審議を行い、その下、1
3番、令和2年3月11日に松本部長より秋元市長に検証報告書が手交されたところ
でございます。

その後、その下、14番になりますが、札幌市の緊急対策本部会議を開催しますととも
に、その下、15番になります。秋元市長から札幌市の全職員に向けまして、まずは「検
証報告書を読むこと」、あと「協働の視点を持つこと」、それと「支援が必要な市民の方々
の立場に立って考えること」というメッセージを発出したところでございます。

そして、次のページに移りまして、16番、こちら令和2年4月以降、更なる組織体制
の強化に取り組んだところでございます。

そして、17番、4月24日に児童虐待防止に係る対策、札幌市役所全庁的に推進し、
組織横断的な取組を進めますことを目的に、これまでの本部会議を改変しまして、秋元市
長を本部長といたします札幌市児童虐待防止対策本部を設置したところでございます。

そして、19番、5月13日に第1回の本部会議を開催したところでございます。

この中で、本部長であります秋元市長から子どもの命を守ることを最優先に考え、「検
証報告書」で指摘された内容について、組織横断的に改善策を検討することという指示が
出され、全庁的に取組を開始したところでございます。

裏面、4ページをご覧ください。

一番上段21番、11月9日に2回目の本部会議を開催しました。この中で、本部長で
あります秋元市長から、再発防止のために必要な組織づくりに向け、今後行われる定数機
構や予算編成においても、全庁横断的な議論を行い、具体的な取組を進めていくこととい
う指摘が出されたところでございます。

これを受けまして、このページの一番下、25番になりますが、4月に児童相談所に新
たに家庭支援課が設置、併せて区と連携した相談体制の強化と児童福祉司の増員などの取
組が行われたところでございます。

そして、次のページ、26番になります。

今年度に入りまして、第1回の本部会議を開催しました。

ただ、こちら新型コロナウイルスの緊急事態宣言の直後のため書面の開催となったとこ
ろでございます。

その中で、市長からは、様々な取組を進めてきたが、道半ばであり、これからお願い
いたします外部評価の結果を待たずして改善が必要と考えられる項目について直ちに検討を

開始すること、全庁一丸となってさらに取組を進めていくこと、今後も全職員が「協働の視点」、「支援を受ける側に立った視点」で仕事にあたる組織風土づくりを進めていくよう、秋元市長から指示が出されたところでございます。

以上が、事案発生から現在までの経過をまとめました札幌市の取組です。

一旦、資料1の説明は終了です。

○松本部長 では一旦切りますか。

今の資料1の経過について、特に確認をしておきたい点がございましたらご発言いただければと。この後も資料2、資料3というふうに切って、資料2は、やっていただいたらまたそこで切ってとしたいと思えますけれども、一番最後にまとめた議論の時間は取りますので、今の時点で確認をしたいこと等ございましたら、いかがでしょうか。

これについては、よろしゅうございますか。

それで、発言のときはミュートを外していただいて、そのまま発言をいただくというところでお願いをいたします。

それでは、続いて資料2のほうに入ります。

○事務局（島谷子ども企画課長） では、続きまして、資料2のほうの説明をさせていただきます。

資料2、広げますとA3の資料になります。こちらをご覧ください。

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況についてでございます。

検証報告書の中には、七つの提言があります。それぞれに中項目があり、それに対応する札幌市の取組、方針を定めたところでございます。

資料を見ていただきますと、左上の枠囲みに提言、資料2の最初のページについては、1番、「区及び」と書いてあるところがまず大きな提言です。

その下に①、②、③と項目を記載しています。こちらが中項目になっております。

その下の表を見ていただければと思いますが、この枠の中には、それぞれの番号に対応いたしました札幌市の取組方針、その横には方針に基づきました具体的な取組内容、併せてその横にはその実施状況、そして取組の進捗状況を実施区分といたしまして、AからDとして記載させていただいております。

そして、その横には自己評価、実施状況に対する自己評価、そして、その横には自己評価を踏まえた今後の方向性を評価区分といたしましてローマ数字のⅠからⅢという形で記載させていただきまして、一番右側には札幌市の担当部を記載させていただいております。

そして、取組方針ごとにご覧いただければと思うのですが、下の二重線で囲った部分、網掛けで「取組方針に対する自己評価」といった記載でこちらで取りまとめているところでございます。

では、それぞれの提言、取組方針ごとになるべく極力要点を絞った説明をしていきますので、どうぞよろしくお願いたします。あと、若干長くなるのをご了承いただければと思います。

それでは、早速説明させていただきます。

まず、提言1、区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性という提言を受けてございます。

その取組方針といたしまして、一つ目、片仮名のアで示してございます。子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援を行うというものでございます。

こちら、この実現に向けまして具体的な取組内容の（ア）と書いてありますところに記載してありますとおり、昨年四月から各区に母子保健相談員を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を強化してございます。

その下、取組（イ）におきましては、妊婦支援相談事業の中で、新たに個別支援プランを作成することとし、支援の入り口に当たる母子健康手帳の交付時、その相談時の中での関係づくりといったものを強化しているところでございます。

取組方針に対する自己評価といたしましては、妊娠期から切れ目のない支援の実施に向けまして、今後も更なる体制の強化を進めるとともに、支援方針を共有し、有機的につなげていく取組といったものが必要と考えているところでございます。

その下、取組方針のイでございます。

こちら家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進めるというものでございます。

こちら取組内容の（ア）に書いてありますとおり、要対協の事務局であります各区の家庭児童相談室、こちらは令和3年4月までに、相談件数の特に多い6区において9名の増員を図り、体制を強化し迅速な対応に努めているところでございます。

そして、一つ飛んで（ウ）、こちらでは児童相談システム、家庭児童相談システム、そして母子保健システムの三つのシステム、こちらを改修、機能改善させていただいて、タイムリーな情報連携を可能にしたところでございます。

また、最後（オ）には、令和3年4月から児童相談所の組織を改編いたしまして、家庭支援課という新たな課を設置し、区が支援している対象家庭の支援方法などについて助言を行う体制づくり等も進めさせていただいております。

そして、自己評価といたしましては、このように区の要対協の中核を担う家庭児童相談室の機能強化に向けまして、組織改編、人員増、そして業務の見直しを行ってきたところでございます。

今後更なる体制強化を進めますとともに、今年の夏ごろに稼働を予定しております子育てデータ管理プラットフォーム、こちらをしっかりと活用しながら、要対協の事務局機能をしっかりと発揮させていく必要があると考えております。

次のページをご覧ください。

取組方針の三つ目、ウ、子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底するというものでございます。

こちら同様に取組内容の（ア）をご覧いただければと思いますが、今年度10区の全ての区の生活支援実施方針において、子どものいる世帯に対する適切な支援を重点事業に指定し、児童虐待防止に組織的に取り組む姿勢を明確にさせていただいたところでございます。

その下、（イ）では、生活支援担当職員の児童虐待防止施策や要対協の役割に関する各種研修に努めているところでございます。

最後、（ウ）、こちらでは、生活支援などに関する相談時、各区における相談時に母子世帯に対しまして、ひとり親のための暮らしガイドを配布するとともに、世帯の状況に応じて、保健センターの相談窓口を紹介するなど、各区で連携しながら確実に支援をつなげるような取組を進めさせていただいております。

自己評価といたしましては、生活支援の運用にあたって、子どもへの支援の観点を位置づける取組を以上のように進めてきましたが、今後も継続した子どものいる世帯への適切な支援の徹底、保健センターや家庭児童相談室などの関係機関との連携を深めていく必要があると考えております。

次のページをご覧ください。

取組方針のエでございます。

こちら、子どもと関わる機関や地域支援団体とつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整えるという取組方針でございます。

こちら取組方針に掲げます地域全体で子どもを重層的に見守る環境、こういったものを整えるため、（イ）に書いてあります子どもコーディネーターやスクールソーシャルワーカーの増員ですとか、戻っていただいて、（ア）にあります要対協の個別検討会議への参加による情報共有の連携の仕組みづくり、そうしたものを進めてきたところでございます。

自己評価といたしましては、地域全体で子どもを見守る環境を整えていくため、学校や地域の団体などと情報共有の仕組みづくりなどを進めてまいりましたが、今後も更に地域や学校とのつながりを深め、支援体制を整えていく必要があると考えているところでございます。

続きまして、その下段、取組方針のオでございます。

保育施設における虐待事案への対応を強化するというものでございます。

こちらは、認可外保育施設などに対しまして、児童虐待防止ハンドブックの分かりやすいダイジェスト版を作成し、昨年10月に配布させていただいたところでございます。

自己評価といたしましては、保育施設における児童虐待防止に関する意識向上を図っていくため、今後も立ち入り調査などによる指導や検証を通じて取組の徹底を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上が提言1の取組方針、取組状況、そして自己評価の説明でございます。

続きまして、次のページ、提言の2、いいでしょうか。母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性、3提言に対する取組について説明させていただきます。

一つ目、取組方針のアでございます。

保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図るというものでございます。

こちら本市に掲げます保健師の日常的業務の徹底に向けまして、取組内容のところに記載しています（ア）、（イ）にありますとおり、保健所並びに10区の保健センターの職員を中心に、それぞれの分野でのワーキンググループにより検討を進め、乳幼児健診、保健師活動のあり方などについて課題と改善策を検討、整理を行い改善を図ってきたところでございます。

その下、（ウ）、こちらは乳児検診の役割の重要性について再確認するとともに、カンファレンスのあり方を見直し、職員間の情報共有や引き継ぎ方法を改善させたところでございます。

また、未受診者対策につきまして、支援が必要な対象の状況確認について徹底したところでございます。

そして、一番下、（オ）につきましては、母子保健システムの改修、機能改善によりまして、進捗管理が組織的に管理できるような体制、こちらを整理させていただいたところでございます。

自己評価といたしましては、乳幼児健診におきますカンファレンスの実施手法や世帯状況に応じた適切なアセスメントなど、日常業務を再確認し、その徹底を図ってきました。今後も各区の母子保健業務において、日常的業務を徹底し、更なる技術の向上、組織マネジメントの強化、こういったものを行っていく必要があるというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針の2つ目、地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討するといったものです。

こちらは、先ほどの取組方針アと重なる部分でもございますが、母子保健におけます保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健の目指す方向性、その体制づくり、地区管理の方法など、保健師活動のあり方について検討を行ったところでございます。

今後は、それらの取組の徹底や地域での関係機関との連携、そういったものを強化していく必要があるというふうに考えております。

その下、取組方針のウでございます。母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化するというものでございます。

こちらは、母子保健活動の中での地域精神保健の役割強化について、昨年、令和2年4月から心理相談員を増員してございます。2区に1名の配置としておりまして、記載はしてないのですが、令和3年4月には6名体制としております。そして、子どもの精神発達面での専門的な見方や助言を行うことができているというふうに考えてございますが、今後は、1区に1名配置できますよう更なる強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

そして、また母親の成育歴などを考慮し、区の精神保健福祉相談員や病院などと連携して支援を行っているところでございますが、困難ケースにおいて精神保健との連携が十分ではない事例もありますことから、区の精神保健相談員との更なる連携のあり方について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上が、提言2の取組です。

続きまして、次の提言3まで説明させていただきたいと思っております。

次のページをご覧ください。

提言の3、アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性という提言がなされてございます。その中のまず取組方針の一つ目です。

取組方針のア、要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進めるという取組方針でございます。

こちら先ほどの提言とも重複いたしますが、方針に掲げます要対協の機能強化や運用方針に向けまして、取組内容の(ア)、3つのシステム改修によるスムーズな情報共有ですとか、その下、(イ)、こちら管理ケースの一元化や様式の簡素化などの取組。

その下、(ウ)にあります、先ほどもご説明いたしました児童相談所に家庭支援課を設置するなどの組織再編を行ってきたところでございます。

自己評価といたしましては、こちら重なりますが、今後更なる体制強化を進めていくため、今後稼働を予定しております子育てデータ管理プラットフォーム、こういったものを活用しながら、しっかりと要対協の事務局機能を発揮させていくことが重要と考えてございます。

そして、取組方針のイでございます。児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用を徹底を図るというものでございます。

こちらは、虐待通告時や支援の過程で得ました子どもや養育者などの状況の変化を、在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有ですとか、組織的な検討を行うことができているものと考えてございます。

今後も世帯の状況や課題を明確化し、しっかり在宅支援アセスメントシートの活用を徹底させていきたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。各職場単位での組織マネジメントの徹底を図るというものでございます。

こちら、具体的な取組内容(ア)にありますとおり、各区におきまして、支援対象者の進行管理台帳などへの記録、組織的な進捗管理の徹底を図ってきました。

また、(ウ)につきましては、役職者向け研修におきまして、組織マネジメントや協働の大切さについて学ぶカリキュラムを新たに実施したところでございます。

自己評価といたしましては、組織マネジメントの徹底を図っていくため、「子育てデータ管理プラットフォーム」の導入によるハード面での環境整備と合わせまして、システム

の運用、研修などでの管理職への組織マネジメントへの意識づけといったものを徹底していく必要があると考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のエ、各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成するという取組方針でございます。

こちら、取組内容の（イ）（ウ）のところに、自治研修センターの研修における各種カリキュラムの実施、各局、各区の職場研修やプロジェクトチーム、実務ミーティングなどの事例の振り返りですとか、職場間連携の検討が進められてきたところでございます。

並びに一番下の（エ）のところでは、職員間の情報共有を促進するため、情報共有ツール、ビジネスチャットの検討を新たに進めているところでございます。

自己評価といたしましては、職位別の研修や各職場単位の研修におきまして、本事例を踏まえた問題意識の共有ですとか、連携に向けた検討を行ってきたところでございます。

今後もこれらの取組を継続し、職員の意識の向上、関係機関の連携と仕組みづくりなどを行い、協働の文化、そうしたものをしっかり根付かせていく必要があるというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

取組方針のオでございます。切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底するというものでございます。

こちら、方針に掲げます、切り目のない支援とニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理、その実施に向けまして、（ウ）（エ）にありますとおり、児童相談所や各区保健センター、生活支援担当課において、支援終了時の再アセスメントや関係機関への情報提供の徹底を図ってきたところでございます。

自己評価といたしましては、今後もこれらの取組を継続していきながら、支援の連続性が保たれているか、継続的に確認していきたいというふうに考えております。

以上が、提言1から3に対応した取組方針並びに取組状況と自己評価についてであります。

ちょっと長くなりましたので、一旦ここで。

○松本部長 分かりました。

今、提言に対して、具体的な取組内容、実施状況ということで、かなり細かく分けて、個々にどういう取組がなされているかというご報告をいただきました。

一旦ここまでのところで、ご質問あるいはご意見がある方は、ちょっと発言がありますというふうに話していただいて、それでご指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

ちょっと私のほうから、一つよろしいですか。

これは、どこがというところじゃなくて、全体に係るところなのですけれども、この評価

区分の評価ということで、ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲとございますね。これは、達成度といえますか、よくできたとか、まだそういう達成度に対する評価ではないのですね。つまり現在の取組を継続するという、これはⅡですよ。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○松本部長 更なる取組の推進を図るといふのと、大変分りにくいのですが、何か新しいことをやるというのがⅠで。

○事務局（島谷子ども企画課長） 継続するというのが（Ⅱ）。

○松本部長 それがどこまでできているかというのは、この中に入らないと。

○事務局（島谷子ども企画課長） 入っていないですね。

○松本部長 入っていないということですね。取組を終結するというのも、かなり達成されたので終結するという場合と、これを見ると、そうではなくて、それはやめておきましょうという、そういう意味なのですね。どこまでできたかとか、これが十分と考えられているかどうかということは、中には評価としては含まれていないという、そういう考え方で

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○松本部長 評価というよりは、今後の取組の方向みたいなこと、今やっているのを継続するのか、もうちょっと新しいことを入れるのか、やめるのかみたいな、そういう。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね、どちらかという、そういうニュアンスが強いかと思います。

○松本部長 こういうふうにやってみてうまくできたとか、まだあまりできていないとか、そういう意味ではない。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○松本部長 分かりました。

それと、自己評価というところが、何々ができたとか、何ができているというふうに、達成度の観点で書かれていたところも結構あるのですね。文章で書かれているところもありますね。

すみません、私のほうから、ちょっと質問の意味について確認をしたところであります。

どなたかご発言はありましょうか、これまでのところでご質問。

北川さん、手が挙がっているのですが。

○北川委員 この検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容の実施状況ということで、すごく分かりやすくというか、構造化されて、システムティックにまとめていただいております。ありがとうございます。すごく大変だったと思います。

その中で質問と意見なのですが、意見は、できれば、これだけのことの内容で大事な内容なので、大変だと思うのですが、事前に委員に説明していただく時間が少しでもあったらいいなと思いました。前のときは、検証報告書の説明に来ていただいた経緯があったかと思っております。

私からの意見なのですけれども、いろんなシステムが、情報管理のシステムが何かいろいろできるということで、それはいいことだと思うのですね。情報が切れ目なくいろんな部署に協働して連携していくということでいいことだと思うのですけれども、やっぱり一方でシステム化していくことで、本当に市長の言葉ではないですけれども、支援が必要な方々に対するリスペクトだとか、本当にその人の立場に立った、ただただ情報だけがパソコン上で行き来するのではなくて、そういう大変な立場に立った方々の視点に立った情報共有をベースにしていればいいなというふうに思います。

あと、検証報告書の提言に対する具体的な取組だと思うので、市役所の中の協働がうまくできていなかったということで、市役所の中の職員間の情報共有ということが、3の④とかにもありますが、先ほどの意見にもちょっと共通するのですけれども、ここには必要ないのかもしれないのですけれども、構造としては。例えば民間の機関とかも含めて協力し合う関係、市役所内だけの協働ができていなかったからこのようなことだと思うのですけれども、それに、更に市役所だけではなくて、本当に関係機関・団体と連携していくという、市役所が一步上とかではなくて、関係機関とパートナーシップをして子どもたちを支えていく、家族を支えていくという、そういう視点があったらいいと思いました。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。質問というよりは、全体を通してご意見ということで、進め方も含めていただいたということでよろしいですかね。

ほかいかがでしょうか。

特に今の視点ということでなければ、説明を最後までこの資料2についてしていただいて、資料2の全体を通してご発言いただくということでいいと思いますが、よろしゅうございますか。今の点で確認ということで、よろしゅうございますか。

それでは提言4から。

○事務局（島谷子ども企画課長） では、続きまして、提言の4、児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性についての提言、その取組方針のまず1つ目、ア、介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図るというものがございます。

こちら、取組内容の（イ）と（ウ）に書いてありますとおり、緊急対応職員の増員、あと係長職の進捗管理機能の向上ですとか、教員、保健師、警察派遣職員などの専門性を生かすことができる体制づくりといったものを進めてきたところでございます。

また、昨年4月から、（ウ）に書いてございますが、常勤の医師職を配置し、医学的見地からの見立ても常に行える体制としているところでございます。

自己評価といたしましては、児童相談所の介入と支援の役割分担と専門性を高めるため、組織体制の強化を以上のように取り組んできましたが、今後も虐待通告件数の増加に応じた体制強化、弁護士職の常勤化をはじめとする更なる専門性を生かすための体制づくり、こういったものを進めていく予定としてございます。

次に、取組方針のその下、イでございます。こちら、児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図るという取組方針でございます。

そちらにおきましては、その実現に向けまして、児童相談所と警察との実務者協議などにより、連携すべき事例や情報共有の方法などについて確認するとともに、合同で研修を開催するなど、相互の理解を深めることができているものと考えております。

今後は、夜間・休日の連携を確実にいき、迅速な対応ができるよう虐待対応職員のスキルアップなどの体制強化の検討を行っていきたいというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウについてです。休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化するという取組方針でございます。

その実現を目指して、（ア）要は、児童相談所の緊急対応担当の人員増やシフト体制の再構築、並びに児童家庭支援センターとの役割分担の整理、そして、（イ）休日・夜間対応マニュアルの整備、そして、その活用を行ってきたところでございます。

今後も更に休日・夜間対応職員の人材育成を進め、緊急対応体制の強化を図っていく必要があるというふうに考えてございます。

取組方針の次にエでございます。児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築するというものでございます。

その実現のために、繰り返しにはなりますが、児童相談所に家庭支援課を設置し、支援内容に応じた区との連携や技術的助言を行うことができるようになったというふうに考えてございます。

今後は、その実施状況を踏まえて、支援体制の改善を行っていきたいと考えております。次のページをご覧ください。

提言の5、専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築でございます。

その取組方針の1つ目、ア、こちら、区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行うというものでございます。

こちら、この取組方針の実現に向けまして、取組内容の（ア）と（イ）にありますとおり、児童相談所における児童福祉司などの職員数の増、あと、各区の家庭児童相談室の増員を行ってきたところでございます。

また、（ウ）にありますとおり、令和3年度から職員採用試験の社会人経験の部におきまして、福祉コースを新たに設け、福祉現場経験者や有資格者の着実な確保を目指しているところでございます。

自己評価といたしましては、区の家家庭児童相談室や児童相談所の体制強化に向けて、今後も職員増員効果などを踏まえながら、組織体制のあり方について検討を進め、適切な人員配置を計画的に実施できるよう取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

取組方針のイ、地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図るというものでございます。

こちら、方針に掲げます地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成に向けまして、さきに述べましたワーキンググループにより検討を進め、効果的なO J TやO f f - J Tなどについて検討を行ってきたところでございます。

自己評価といたしましては、保健師の人材育成については、各区におきます事例検討や研修を通じ、今後も継続的な業務改善や人事配置を実施しますとともに、母子保健分野のみならず、保健師の人材育成の仕組みづくりに取り組んでいく必要があると考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございます。組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図るというものでございます。

こちらは、中堅職員の人材育成に向けまして、（ア）福祉現場の経験者の配置を進めるとともに、下、（イ）採用年次に応じた研修において、中堅職員としての役割を意識づけるカリキュラムを実施するなど、効果的な検証を進めてきたところでございます。今後も継続した取組が必要と考えてございます。

続きまして、取組方針のエでございます。実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図るというものでございます。

こちら、職員研修の実質的な機能強化に向けまして、先ほども冒頭説明させていただきましたが、各局、各区におきまして、職場研修やプロジェクトチームなどでの事例の振り返りなど実施してきたところでございます。

自己評価といたしましては、各種研修を実施してきましたが、今後も効果的な研修の実施に向けて検討していきたいと考えてございます。

また、児童福祉などの児童相談所職員に対する研修につきましては、今後の外部評価などの意見も踏まえた研修の計画や実施体制などを検討していく必要があると考えてございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、提言6、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性でございます。

その取組方針の一つ目、ア、10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築するというものでございます。

こちら、方針に掲げます新たな支援の枠組みの創設に向けまして、取組内容（ア）にありますとおり、新たに困難を抱える若年女性を支援するアウトリーチ型支援事業の検討を現在進めておりまして、昨年度、令和2年度に、若年女性を対象とした実態調査を実施しますとともに、市役所庁内での新たな10代後半の女性支援という視点での新たな問題意識の共有に取り組んできたところでございます。

また、（イ）におきましては、児童養護施設退所後も支援が必要な若者に対して、支援事業、こちらを継続実施しているところでございます。

自己評価といたしましては、先ほどもご説明いたしました、困難を抱える若年女性支援につきましては、実態調査の結果を踏まえまして、今年の8月ごろから事業開始を予定しているところでございます。

札幌市といたしましても初めての取組でございまして、事業を進めていきながら、様々な事例に対応できるように、必要な見直しを適宜行っていく必要があるだろうというふうに考えており、柔軟に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、取組方針のイでございまして、高等学校との連携による支援体制を構築するというものでございます。

こちら、方針に掲げる高校との連携による支援体制の構築に向けまして、スクールソーシャルワーカーや若者支援センターの積極的な活用を進め、支援が必要な子どもや若者へのつながりを強めるための取組を進めてきたところでございます。

特に、(イ)の下段のところに記載してございますが、昨年6月から、家族における団らんの経験に乏しい10代や20代の若者やひとり親などを対象といたしまして、家庭生活の疑似体験ができる家庭生活体験事業を開始したところでございます。

自己評価といたしましては、このように高等学校や若者支援総合センターとの連携、そういったものを進めてきたところでございますが、今後も実施状況を踏まえながら、支援体制、支援内容を適宜見直しをしていく必要があるというふうに考えてございます。あわせて更なる周知にも努めていきたいというふうに考えてございます。

次のページをご覧ください。

取組方針のウでございまして、児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築するというものでございます。

こちら、児童虐待とDVの特性を踏まえた連携についてでございますが、(ア)に記載のとおり、昨年4月からの試行を経まして、10月から、札幌市配偶者暴力相談センターで把握した児童虐待関連情報につきまして、児童相談所への定期的な情報提供を実施しているところでございます。

あわせて、一つ飛びまして、(ウ)ですね、DVの一時保護施設に入所した児童に対する心理ケアの実施方法についても、現在検討を進めているところでございます。

自己評価といたしましては、今後も記載の取組を継続実施しますとともに、更に相互連携を進めていくための検討を行っていききたいというふうに考えてございます。

続きまして、次のページ、提言の7、過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性、こちらにつきましては、後ほど資料3で改めてご説明させていただきますので、現時点での説明は省略させていただきます。

以上が、資料の2、具体的な取組の内容と実施状況、自己評価についての説明は以上でございまして、長くなって申し訳ございません。

以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2について、最初のところから通してで結構でございますので、どの点でも、質問、意見という形でいただければと。また、来週から検証ワーキングが始まりますので、その評価ワーキングのところで、特にこのあたりを中心に議論してもらいたいとか、これについて深めていただきたいというふうなご意見があれば、併せていただくと大変ありがたいと思います。いかがでしょう。

かなり大部のもので、全体を見て、どこがというのもご発言されにくいかもしれませんが、お気づきになったところ、あるいは今後特にこのあたりを中心にと考えているところがあれば。

○事務局（島谷子ども企画課長） 事務局からよろしいでしょうか。

○松本部長 はい。

○事務局（島谷子ども企画課長） 先ほど北川委員のほうから、まず意見としていただきました資料の事前の説明、大変申し訳ございませんでした、時間がなく。この後、順次事前に説明して、この場ではしっかりご意見をいただけるような体制で進めさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

それと、最後に市役所庁内だけではなく、民間も含めた連携したものが必要ではないかというご意見もいただきましたが、私ども事務局としても全く同感でございます。今後複雑化する育児の問題、子育てを取り巻く環境というのは、かなり複雑化、多様化していますので、先ほどご説明も出てきました若年女性のところでもそうなのですが、実際に取り組んでおりますNPOなどの団体などとの連携は今後必須かと考えてございますので、委員のご指摘のとおり、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。

○北川委員 ありがとうございます。

今回のところの質問で、よろしいですか。

○松本部長 お願いします。

○北川委員 前にもちょっと意見させてもらったことがあるのですが、5の①のAのところ、人事異動のところの先に、何か病院とか医療関係が入っていますかという質問でした。ちくたくとか児童精神のところ、専門的に研鑽を積んだりソーシャルワークをしたりするというのが、きっと児童相談所のソーシャルワークをするに当たってもいいのかなというふうに思いました。もう入っているかもしれませんが、一応です。

あと、6の①の（ア）なのでありますが、若年被害女性のアウトリーチ型の支援の事業化、これは本当に素晴らしいし期待する支援です。

もう一つなのでありますが、やっぱりゼロ歳ゼロ日の虐待死も一番多いということで、札幌市としては、若年女性等の妊娠をしてしまった、若年だけではないかもしれないのですが、そこら辺の支援をここは考えていく必要が、虐待という観点で見たときにあるのではないかと思うのですが、どのようにお考えかということをお教えください。

以上です。

○松本部会長 もし今の点で、北川委員のご発言と関連して、何かご質問とかご意見があれば伺って答えていただこうと思えますけれども、いかがですか。

○高橋委員 よろしいでしょうか。

○松本部会長 では、高橋さん、お願いします。

○高橋委員 5の①のアなのですけれども、そのアのところ（ウ）というのがある、ちょっと委員会のときにも聞こうと思って迷って聞けなかったのですが、大体人員を充実するにはどれぐらいのスピードで、どれぐらいの規模で人員を増やしていかなければいけないかというのがいろんな増やし方あると思うのですけれども、札幌市ではこの社会人経験の部の令和3年度の職員採用試験のところで、福祉コースを設けたというところで書いてあるのですけれども、これが人員の関係ですから、一義的には決まらないと思えますけれども、どれぐらいの規模で考えていらっしゃるのか、素案等があったら教えていただきたいと思いました。

○松本部会長 ほかいかがでしょうか。

今出ているのは、人のところに対して、北川委員からこの人事異動の範囲ですね、特にちくたくとか子どもの精神医療、あるいは医療現場と組んで専門性を使っていくという観点で回すのかどうかというようなことが最初の1点。

2点目は、今人事のところ高橋さんのほうから、どの程度の規模感と、スケジュールを考えているのかということが2点目でしたね。

○事務局（島谷子ども企画課長） 人事のところ、児相の山田課長いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

○事務局（山田地域連携課長） 児相の山田でございます。いつもお世話になっております。

今お話のあった件なのですけれども、まず北川委員からお話をいただきましたちくたくなんかの経験者を児相にということでございますけれども、一旦今ちょっと児相との人事交流は今実際に入れているところなのですけれども、確かにちくたくの経験者も貴重な経験をされている部分でございますので、ちょっと今後検討をしていきたいと思っております。

また、社会人経験の部分でございますけれども、実際今人事当局と調整をしているところでございます、今この時点で何名をとすることは言えないところでございます。いかんせん今回初めてやる部分でございます、どの程度募集が手を挙げてくれるかというところがありますので、そこに向けて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○松本部会長 人事の件については、よろしいですかね。

1点、これ感想ですけれども、別に人事のことは児相だけでないですよ。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね。

○松本部長 むしろ区をどうやって強化するかという観点もとても大事かというふうに思いますので、今、山田課長から児相のお立場からいろいろご発言がありましたけれども、むしろ区なり市全体として専門職をどういうふうに育てていくかという観点で議論したほうが生産的な気がいたします。これは意見ですが。

○事務局（山田地域連携課長） 分かりました。

○事務局（島谷子ども企画課長） あと、それと若年女性支援のところでもいただいた質問でございますが、委員のおっしゃるとおり、私ども最終的には今回のような児童虐待防止に向けて、この若年女性支援といったものに取り組むところでございます。ですので、当然年齢、10代、20代なのか、それ以上なのかという議論はありますけれども、妊娠の支援、望まない妊娠なのかといったものを含めて、もちろん保健所なり医療機関などとも連携して取り組んでいく必要があると考えておりました、事業を始める前に、関係機関の連携会議といったものを設ける予定でございます。その中でしっかり連携してそういう母子保健との連携といったものもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松本部長 今ご発言があった北川さん、高橋さんからはよろしいですか。その後、大場さんから手が挙がっていますけれども、よろしいですか。

では大場さん、お願いします。

○大場委員 よろしいですか。

今、若年被害女性のお話も出ましたけれども、もう一つは、高校中退者とかそういうどの機関にも関わっていない人たち、そういう若者がある意味では隙間になっていると思うんですね。やっぱりそこにも触れていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

もう一つは、社会的養護の自立支援事業の関係で、たまたま出てきたケースでもあるのですが、ヤングケアラーの問題なんかも出てきているのですよね。というのは、児童養護施設を出てから、親が精神疾患ということで、親のケアに従事せざるを得なくなったということで、そういうふうになった子どもたちが、やっぱり外に見えてこないという子どもたち、あるいは成年に達した人たちが、この中でもそうですけれども、隙間ということでなかなかそこに支援の手が、あるいは関心の目が向けられてないケースがあるので、そこについても、何らかの形で少し触れていただくことが必要ではないかなというふうに感じました。

それと、今までの1から含めてなのですが、例えばスクールソーシャルワーカーのお話が出てきていますけれども、ほかのところでは「更なる取組の推進を図る項目」に評価の区分ではなっているのですが、スクールソーシャルワーカーのところでは、「現在の取組を継続する」というところに印をつけているところがちょっと多いように感じたのですが、スクールソーシャルワーカーの配置数というのも、まだまだやはり私は少ないな

というふうを感じているので、この辺も更なる取組の推進を図る項目というような位置づけにさせていただいたほうがいいのかというふうに感じました。

以上です。

○松本部会長 大変貴重なご意見をいただきました。

それで、箭原さんから手が挙がっていますので、箭原委員のほうからお願いします。その後、事務局のほうからお答えいただきたい。

お願いします。

○箭原委員 6のウの（ウ）ですね。シェルターや一時保護施設に入るのですけれども、一時保護施設で早い人だったら1カ月ぐらい長引くと1年ぐらいになってしまう。1年以上一時保護ですから、入れないですよ。その後もケアがとても必要です。特に子どもなどは長くかかる場合があります。ずっと生まれてからDVの中にいた場合の子どもに対してのケアというのは、また全然違ってくるので、札幌市では、ステップハウスがあります。1カ所で、それじゃ無理ですよ。前回大場先生が母子生活支援施設だとかいいものがあるのだから、そういうものを使っていかないかというふうにおっしゃっていただいて、母子生活支援施設という記述が初めて入ったのですよね、母子生活支援施設はひとり親家庭支援施設なので、DV被害の人が一時保護からステップハウスに行く場合、警備とか、ケアとか、そういうのは今の母子生活支援施設をそのままを使うには無理です。職員に別の業務をさせるようになってしまうので、活用するためには、札幌市がきちんと動いていただいて、ステップハウスという形に整備していただくのが一番いいのかなと思っているのです。整備・制度を含め詰めて考えていただけたらありがたいなと思います。

○松本部会長 ありがとうございます。それもご意見として、特に若年女性のところでのいろいろなご意見が多いと思います。

今のところで、大場委員と箭原委員から出たことについて、事務局のほうからお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） まず、高校中退者、制度の隙間になるのではないかなといったところで、現在の若者支援という視点で、高校と連携して取り組んではいるところですが、当然若年女性支援事業の中でも、女子高生にはなりますが、中退した女性がその後どうなるかを含めまして、連携会議で学校現場とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

あと、ヤングケアラーという視点で昨今出てきてございますが、今国の調査が行われたところでして、あと、札幌市としての今後どう進めていくかというのは、今関係機関で連携しているところでございます。教育委員会と保健福祉局と子ども子ども未来局で今共有しながら進めているところでございます。

あと、スクールソーシャルワーカーの増員なんかも今後やっていくべきではないかといったところは、いただいた意見は教育委員会のほうにも伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松本部長 評価というのは、それぞれの担当部局のほうで評価されている、1、2、3とつけて出されているということになるのですか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 一旦担当部局で記載させていただいたものを、市長まで見ていただいている。

○松本部長 スクールソーシャルワーカーのところは、現状維持ということで、教育委員会がおっしゃったので、現状維持と出ていると、こういうことですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい、一旦はそういうことです。

○松本部長 平たく言えば。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○松本部長 分かりました。

ほかいかがでしょう。

ちょっと私のほうからよろしいですか。

若年女性のところで、前も事務局との打合せのところで申し上げることであるのですけれども、全体の枠で、前回の若年女性のところで新たなスキームを立ち上げられるというのは、私もよく調査で関わっていたり、大変大事なことだと。みんな随分注目されているところではあるし、これがどんどん発展していけばいいなと思っています。

一方で、前回の検証報告の中で強調されたことは、やっぱり人工妊娠中絶をして、今の用語で言うと、特定妊婦であって、人工妊娠中絶をした後、母子保健の支援の枠から外れざるを得ないような制度の枠になっていると。恐らく一番支援が必要なときに、しんどいときに、市としても関わっていくような制度がないと。そういう話をどうしたらいいんだろうと。ここでいろいろつないでいく手はないのか、あるいは次につなぐ手はないのかというふうなことで、例えば母子保健の中に精神保健の枠で、そういうことをつなぐ形はなかったとか等々の話が出ているわけですけれども、そこは全く出てこないですね、ここに。

妊婦であれば母子保健のほうがあると。出産して母になれば、母子保健もあるわけですけれども、人工妊娠中絶をしたときには、どうなるのかということが全然出てこないで、一方で若年女性支援の話が出てきた。そこは、どう考えたらいいのかと。むしろそれは、母子保健なり区の中で、そういうことをきちっと体制を整えていくべきではないかという話だったと思うのですけれども、そこがあまり意識されていないようにも見えるわけですけれども、そこはいかがでしょう。

前回の人工妊娠中絶で云々というところが、若年女性支援のほうに議論が移ってきて、それはまたすごく大事なことなのだけれども、市の中でどうするのかという話が、市の外でいろいろやってもらいますという、委託してやってもらいますという話になってしまっている嫌いはないかなというふうに思いました。

○事務局（島谷子ども企画課長） まず、母子保健のほうでも、先ほど部長がおっしゃっ

た妊娠中絶で、支援が終わったときのカンファレンスというのでしょうか、そういったものをしっかり検討していくということですので、そこ地域ネットワークをつないで支援につなげていきたいというふうには考えているところでございます。

○松本部会長 その支援は終わったというふうに見ていいのかという話ですけれども、問題になったことは。それで、一旦支援は終結という形になること自体をどう考えるかということが大きな論点で、そこは、やらないというのならやらないということなのだと思いますけれども、そこはどんなふうに議論をされて、やるならどうする、やらないならどうするという。

○事務局（馬場企画係長） 保健所のほうとも話を何度かしているのですけれども、妊娠届出をした方が仮に人工妊娠中絶をした場合、その後フォローというのはございます。終結カンファレンスなどでやることはできるのですけれども、人工妊娠中絶の場合は、そもそも届出をしないほうがほとんどの場合、そこをどうつながるのが課題だねというところで、保健所と話しているんですね。そこをどう本人とつながるか、つながることが果たして可能なかというところも含めて今後に。

○松本部会長 人工妊娠中絶、一般もそうですけれども、例えば前と同じようなケースが出たときに、また何かあったら来てねとって終わるといことになるのかという話なのです。それとも、前と同じような話があったときに、いや、今母子保健の別の名目できつとつながるからというふうになるのか、それとも何か別のこういうところにつないで、一緒に考えようねという話になるのか、それとも前と同じように、一旦終結で、じゃあまた何かあったら来てねという話になるのか、そこですよ。

○事務局（馬場企画係長） 一旦今回で支援は終わりというところに、必ず精神保健相談員が入るところは、枠として組んでいこうとは考えているところだろうと思います。

○松本部会長 検証報告書の提言に対する取組と、あるいはその評価となったときに、そこどうなったのというのは、すごく大きな論点で、それと一方で、やっぱり若い女性で、大変バルネラブルな状態（支援が必要な状態）にある人をどうしようかというようなところは、一方で、外出しのような形で市と外部のところ連携してやっ払いこうと、そういう話は一つ出発点として高く評価されるべきだと思いますけれども、中でどうするのという話あまり出てこないというところが、前の検証との関係で取り組んだときに、ちょっと見えないというふうに率直に思っている話で。これを見ても出てこないですよ、そこはあまり意識されているという感じでなくて、連携して頑張りますみたいなだけです。

北川さん。

○北川委員 私、NIP Tの出生前診断の専門委員会に出ていたときに、妊娠を継続するか中断するかという迷いのときに、女性健康支援センターにサポートを求めて、そこでいろんなカウンセリングを受けられたりする体制を国は整えると言っていたのですけれども、札幌市は女性健康支援センターというのは保健所の中にあるのでしょうか。

○事務局（馬場企画係長） 女性健康支援センターという名前の機能を持つところは保健

所ですね。名称はそのままではないと思いますけれども。

○北川委員 そうなると、そういう人工中絶した後のケアなんか保健所が、今現在ではできていないにしても、機能としては持つことはできる可能性はあるということですね。

○松本部会長 ここにないものはないことになるので、ただ、これ私の意見として、全体の評価ということになったときに、そこがどうなっているかが見えない、あるいはそこは市の中でも議論されて、担当の方はいろいろご苦労されていると思いますけれども、全体としてはこういう議論の枠に載っていないということ自体は大きな論点だろうというふうに考えています。これは意見です。

ほかいかがでしょうか。

いろいろ出てくると思いますので、ワーキングの途中なりでも、あるいは今日終わった後でも、お気持ちをメモにして事務局のほうまでお寄せいただけると、大変ありがたいというふうに思っています。もちろんこの後の時間帯でまたご発言いただくということもお願いをいたします。

それでは、資料の3のところですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、資料3をご覧ください。

A3の資料2枚。これまでの死亡事例等に係る検証報告書の提言に対する取組についてであります。

過去3回の検証報告書をいただいております。この提言につきまして、今回の提言との関連性を整理し、関連する提言がないものについて、先ほどの資料2と同様に、個別の取組内容や実施状況、自己評価をまとめているものでございます。

資料では、表の右側に網掛けされてない部分があるかと思いますが、その部分が今回の提言に係る取組に含まれない取組の実施状況を個別に整理した項目となっております。

それでは、説明させていただきます。

まず一つ目、平成21年3月検証報告書についてでございます。

こちらの事例は、母親から家庭内で長期間軟禁状態に置かれていて、19歳のときに保護された事例であります。

提言といたしましては、児童相談所と学校、それらの連携に関する提言が主な内容となっております。

今回個別に整理した項目といたしましては、提言の1と4、そして5になります。これを受けまして、1といたしましては、教育委員会内での学校支援相談窓口の設置、あと、4番といたしましては、保育園などや学校へ児童虐待対応の手引きの配布、5といたしましては、不登校児童生徒の状況調査及び関連機関による子ども支援推進会議での情報共有があります。いずれも記載のとおり対応しているところでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

次に、平成25年9月検証報告書についてでございます。

こちらの事例は、母親が親子心中を図り、女兒1名が死亡、もう一人の女兒が重傷となっ

たという事例でございます。

こちらは、区役所と児童相談所の連携、児童相談体制の強化に関する提言が主な内容となっておりました。

今回整理した項目といたしましては、提言1を受けて、医療機関等の関係者を対象とした児童虐待に係る説明会の実施、こちらは実施して取り組んでいるところでございます。

次に、その下、平成28年9月検証報告書についてでございます。

この事例は、病院に入院していた男児が退院後、養父から虐待を受け、死亡した事例でございます。

提言といたしましては、介入・支援における在宅支援アセスメントシートの導入であったり、児童相談体制の強化、あと母子保健や保育における子育て支援体制の強化などが主な提言の内容となっております。

今回整理した項目といたしましては、提言の4のウにありますこの提言を受けまして、一時保護解除後の保育所への再入所希望時の利用調整につきまして、記載のとおり実施し、継続実施しているところでございます。

資料3の説明につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

以上が、資料1から資料3の説明でして、この内容につきまして、来週から開催いたします外部評価にお諮りしたいという資料になってございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松本部会長 それでは、ただいま資料3のご説明をいただきましたので、それに対して何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

前回の報告書に遡ること全3回ということで、今の時点から振り返って提言について検証というか、取組を整理していただいたというようなものです。

特にこの点にということがなければ、ここを含んで資料2のところ、あるいは資料1から含めてですけれども、これまでのところで、全体的にご意見なり、ご質問をいただくという時間にしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、併せてこういう内容で、一旦そこは大切な資料として、来週からの評価ワーキングを進めていきたいということでございますけれども、この点についてもそれでよろしいかということでご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

北川委員、お願いします。

○北川委員 戻ってもいいですか、全体でよかったですか。

○松本部会長 どうぞ。

○北川委員 1の④と⑤のあたりなのですか。

○松本部会長 資料1？それとも、提言1？

○北川委員 資料2の検証報告書の1、提言の1のところ辺なのですか。過去の検証報告の中でも、たしか発達心配な子が被害に遭ったということもあったと思うのですが、たしか読んだときに。

それで、この④のエの子どもと関わる機関という、何か全体的に学校関係が多いのかなと思ったのですが、何かソーシャルワーカーとかも学校にはいるのでいいと思うのですけれども、今後に向けてとか、幼稚園、保育園、下のほうには書いているのですけれども、認可外が中心だったりするので、幼稚園、保育園とか、もう一つは、やっぱり障がい児の通所支援機関もここに明記したり、あと担当部も含めて記載したほうがいいのではないかという意見です。

実際、障がい福祉課のほうでも、地域支援マネジャーとあって、全部の障がい児通所を回って、家族支援の必要な家族はいますかとか、サポート必要な方はいますかとか、そういうことも実際もうやっているのです、そこら辺も加えてはいかがでしょうかという意見です。

以上です。

○松本部長 子ども側に関わる機関として、障がい児のところをきちっと位置づけるべきではないかという、これ実際上、やっぱりそういうふうにして動いているところがあると思いますので、もう一つは発達障がいを含めて、障がい児を抱えておられるご家族のところにもいろんな困難が集中しやすいということもございましょうから、今の点は特に大事なご指摘かなというふうに思います。

やっぱり順番的に虐待が入っている障がい児の問題も受けやすいのですよ、行政機構の中の話。

特に今、これの議論には、障がい児者のところは特に入ってきてはいないのですね。そこは、きちっと市の中で横串を刺すときに、くしが届くところにきちっと入れていただけると。

○事務局（島谷子ども企画課長） 分かりました。

○松本部長 ほかいかがでしょう。

今の時点で特にご意見がなければ、また、お気持ちは後で寄せていただくことにして、評価ワーキングに入るということで、この部会は、次のタイミングは、評価ワーキングが終わったタイミングで報告することになります、この点について。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね、はい。

○松本部長 分かりました。

よろしゅうございましょうか。

それでは、いただいたご意見で貴重なものがありましたし、また、今日ご発言なかった委員でもご意見が点がいろいろあるかと思しますので、その点を併せて事務局のほうむにお寄せいただければというふうに思います。

それでは、議題のほうはこれで終了いたします。

報告を。

○事務局（島谷子ども企画課長） 議事の二つ目で、評価ワーキングの評価方法。

○松本部長 これからですね、評価方法。ワーキングの進め方ということですね。公開、非公開について。これは事務局のほうから。

○事務局（島谷子ども企画課長） よろしいでしょうか。

続きまして、評価ワーキングの開催方法についてでございます。

附属機関における会議につきましては、札幌市情報公開条例に基づきまして、原則公開することとしてございます。ただ、一昨年の虐待の際の検証ワーキングにおきましては、議事の内容に個人情報が含まれていますことから、非公開としていたところでございますが、今回は個人情報もないという視点で、事務局としましては、公開の形で進めさせていただければと思います。

その開催方法につきまして、ご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本部部长 評価ワーキングは公開で進めたいというご提案でございますけれども、よろしゅうございますか。

個人情報を扱う検証報告が出ておりますので、検証報告のところをスタートにして、札幌市での取組をどうするか、どうであるかという評価でありますので、これは公開が妥当だというふうに考えます。

特に、ご異論なければ、そのように進めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、これは了承していただきました。

○事務局（島谷子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、公開で進めさせていただきますが、今後の予定なのですが、1回目の評価ワーキングは、先ほど部部长からもお話がありましたが、6月21日に開催し、その後、数回に分けて報告書案をまとめていきたいと考えてございます。

報告書案につきましては、まとめた段階で児童福祉部会にお諮りし、承認をいただいたのち、児童福祉部会から秋元札幌市長に手交していただきたいというふうに考えてございます。

ただ、なお、新型コロナウイルスの今後の感染状況、なかなか見通せないところでございますが、開催日時並びに進め方など、多分その都度ご相談させていただきながら、柔軟に進めていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○松本部部长 感染拡大のところではいろいろご苦労があるかと思いますが、そろそろ落ち着いてくるのではないかと。オリンピックもできることですので、大体のことはできるのではないかと期待をしておりますけれども。

柔軟な変更は、判断をしていくということは、それでご了解いただければと思います。

3. 報 告

○松本部部长 それでは、議事が終わりましたので、報告のほうですね。事務局のほうからお願いいたします。

これは、児相のほう、児童相談所からの報告になりますか。

では、お願いします。

○事務局（山田地域連携課長） 児童相談所の地域連携課長 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

これから児童相談所のほうから4点ほど報告事項がありますので、お時間をいただきたいと思ひます。

まず、一つ目でございますが、社会的養護経験者へのヒアリング結果についてのご報告となります。

資料4-1をご覧ください。

昨年度に引き続きまして、児童養護施設や里親への措置経験者、今回は3名から、3月1日のから3月6日にヒアリングを行いました。

ヒアリングは、昨年度と同じく弁護士に行っていました。

右上に、資料4非公開と書いてある資料がA4裏表で2枚あります。こちらの資料につきましては、ヒアリングで聴取した事項について網羅したものでございますけれども、個人が特定される可能性があることなどから、こちらの資料について委員限りで非公開でお願いいたします。

さて、意見の概要についてでございますが、資料4-2、A3の資料をご覧ください。

まず、一時保護所の環境や職員の対応についてでございますが、一時保護になったことへの説明、あるいは個室での行動制限について課題があるというご意見をいただいております。

児童相談所といたしまして、自己評価についての検討を進める中で、一時保護所における対応の見直しも行っており、子どもが安心して過ごせることができるよう、寄り添った対応や説明を行いたいと考えておるところでございます。

次に、②児童相談所職員の関わり方についてでございますが、良い点幾つかありますけれども、一方で、職員と会えていないという声があったところでございます。経過診断や進路相談のタイミングに面談を実施しているところではございますけれども、今後は子どもの意向も踏まえ、施設等の協力を得ながら状況が把握できる機会をより増やしていきたいと考えておるところでございます。

次に、③施設生活や施設職員との関わり方についてでございますが、施設や里親さんのもとでは、初めて施設や里親のもとに来たときの対応などに対する意見があったところでございます。

施設に対しましては、監査のほうで状況を確認し、里親に対しましては、研修の充実を図るとともに、委託後も必要に応じて訪問・助言などを行いながら支援を強化していきたいと考えております。

次に、④子どもの権利擁護の状態でございます。

子どもの思いを発信できたという声があった一方で、一時保護所から施設入所の際の説

明に対する声があったところでございます。

一時保護所では、子どもの権利擁護などの視点を含め、先ほど申しましたとおり、自己点検について検討しておりまして、今年度中に実施したいと考えているところでございます。

⑤自立支援制度の部分でございますが、こちらのほうでは、18歳を過ぎて一人暮らしを開始してからがちょっと不安だという声があったところでございます。

今ある支援メニューが、国からの正式な通知はまだ来てないところですが、今後展開が想定される退所後の生活体験支援、こういったものが示された暁には、そのメニューを追加しまして、一定期間一人暮らしの体験ができる、そういったメニューが追加されれば、不安の軽減につながるのではないかなと考えているところでございます。

詳細は、また資料5を見ていただければと思いますけれども、各項目について児童相談所の取組として、改善していくべき点があると受け止めております。

また、このヒアリングについては、今回3名ということで、社会的養護経験者の全体では一部でございますけれども、貴重なご意見と考えているところでございます。

来年度以降も同様な形で継続実施し、児童の思っていること、考えていることを把握し、児童福祉施策に反映させていきたいと考えているところでございます。

この件についての報告は、以上となります。

○松本部会長 ありがとうございます。

では、報告何点かありますので、一つずつ切ってということにしたいと思います。

そういう進め方でよろしいですか。

○事務局（山田地域連携課長） はい、よろしく申し上げます。

○松本部会長 ヒアリング結果について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○加藤委員 すみません、加藤です。

○松本部会長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 社会的養護経験者へのヒアリングの件ですが、ヒアリング件数が3名というのは非常に少ないなというふうに感じています。もっとたくさんの児童、経験者に聞いていただきたいというのが希望であり、もう一つは、児童養護施設と里親とでは養育形態が違いますので、分けた形で、ひとくくりにしないで、里子経験者と施設経験者の子どもたちを分けたヒアリングという形で行っていただいたほうが今後の養育の改善に生かされていくのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○松本部会長 これちょっと確認なのですが、これは3名一緒に聞いたわけではなくて、一人一人に聞いているのですね。

○事務局（山田地域連携課長） はい、3名別々に聞いております。

○松本部会長 分けてというのは、加藤委員、別々にヒアリングを行うという意味ですか、それとも、だったらそれはされているということですが。

○加藤委員 別々なのですけれども、里親経験者の児童の意見をまとめたもの、そして、施設経験者の児童に関しては、そこでまとめたものと、別なものにしてもらったほうがいいかなと。

○松本部長 資料の整理の仕方として、別に分けたほうがよろしいと。

○加藤委員 はい、そういうことです。

○松本部長 人数とも多分関係してくるのだろうと、多分。

○加藤委員 そうですね。

そのほうが、多分、今後里親が里子に関わっていく上で、どういうふうにしていったらいいのかという改善点だとか、理解できる良い資料になるのではないかと、そういうふうに思いました。

○松本部長 ほかいかがでしょう。

今の点で、事務局のほうから答弁ってございますか。

○事務局（山田地域連携課長） 今のご意見いただきまして、もっと多くの対象者の方に声を聞いてほしいという部分と、資料については、施設関係者と里親関係者で別にするというところ、次回の調査の際にちょっと工夫したいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○松本部長 出し方がとても難しく、しゃべってくださった子どもさんを守ることがやっぱり最優先で、一方でどういう意見を生かすかということなので、これ多分里親さん一人ですよね。一人だとちょっときついなという気がしますね、逆に。関係者からすると、誰が言ったのだということが分かりかねないので、そこはもう少し加藤委員がおっしゃるように、人数を増やすとか、今年は里親さんの子ども、今年は施設の子どものか、そういうようなメリハリのつけ方もあるかなと思います。ちょっとご検討いただければ。

○事務局（山田地域連携課長） はい、ありがとうございます。

○松本部長 ほかよろしいですか。

それでは、報告の2点目ですね、資料5になりますか。

○事務局（山田地域連携課長） 続きまして、資料5ですね、資料5の各区における児童相談体制の強化についてご覧ください。

こちらは、これまで昨年度の会議でも何度か説明し、前回3月の会議でも説明させていただいたところでございます。

今回は前回までの説明に対して寄せられましたご意見等踏まえまして、要点を絞って説明させていただきます。

資料5-1にありますとおり、各区の保健センターを中核とした相談支援体制の強化については、前回説明した子ども家庭総合支援拠点のほか、母子保健に関わる子育て世代包括支援センターの機能を各市町村で備えるよう国が求めているものであり、札幌市ではいずれの機能も各区保健センターに備えることとし、子育て世代包括支援センターは既に設

置済みと整理しているところでございます。

資料中段にありますとおり、支援拠点や包括センターが行う業務、国の要綱で定める機能につきましては、主なものを記載しているところでございますが、このうちの丸二つ目、要支援児童及び要保護児童への支援、こちらが子ども家庭総合支援拠点の主な機能となる部分でございます。

このような支援業務を行うに当たっては、要対協のネットワークを生かすことが不可欠でございますが、要対協を生かした支援は、各区の家庭児童相談室が保健センター内で中核的な役割を果たしながら業務を進めるところでございます。

札幌市の場合、令和元年度の死亡事案への対応に関連して行っている要対協の機能強化、家庭児童相談室の体制強化、専門性の行動に向けた取組を確実にやっていくことが支援拠点の支援機能を高めると考えられるため、引き続き取組を進めてまいります。

なお、これまでの部会でも説明させていただきましたが、資料の真ん中からやや下のほうに、要保護児童対策地域協議会【家児相が中核】という部分に書いてあるとおり、更にその右下に要対協機能強化（≒支援拠点としての相談業務機能の強化）という部分がございますけれども、これに列挙している取組については、始めてから間もないものもありますので、取組の定着度合いや取組を進める上での課題などにつきましては、今年度も行う予定の各区の訪問ですね、各区の声を聞くということで、その訪問を通じて確認し、更に質を高められるようにしていきたいと考えているところでございます。

なお、資料の右上にありますとおり、市民向けの周知の方法についてでございますが、各区の保健センターは、子どもに関する相談を寄せていただく窓口としての機能を持っており、既に知られているところでございます。

要支援児童や要保護児童の相談については、「家庭児童相談室」の名称で周知しているところでありますし、今後支援拠点の機能を標榜したとしても、家児相の本質的な役割は変わることはありませんので、引き続き保健センターや家児相の名称を用いて周知し、相談を促していきたいと考えているところでございます。

次に、資料5-2、要保護児童対策地域協議会についてご覧ください。

前回の会議でも話題になりましたが、要対協のうち、実務者会議の関係で運用改善を図っておりますので、ご報告いたします。

資料の右半分になります。

資料の「これまで」と「改善後」で比較しておりますが、これまで児童相談所や区家児相で連絡支援を行ったケースについて、その一部を要対協の実務者会議で共有してまいりましたが、今年度からは養護・虐待相談については、全ケースを実務者会議の対象とし、関係機関との情報共有を一層進めることといたしました。

また、これに合わせて資料5-3、参考に載せておりますけれども、これまで実務者会議で用いていた進行管理台帳様式について、資料の左側に載せているとおり、これまでは児童1人につきA4用紙1枚を使って、家族構成から概要、支援方針に至るまで細かく記

載される形式としておりましたが、業務負担が重く、非合理的な面が多く見られておりました。そこで昨年度プロジェクトでいろいろ検討を進めまして、資料下の一覧表形式に改め、現在業務で用いている相談システムの情報を取り込むなど、事務の効率化を図ったところでございます。

更に詳細の説明は省略させていただきますけれども、資料の右、目的に合わせた資料作成の図のように、業務目的に合わせて作成する資料内容や記載の範囲を見直し、資料作成の重複を極力なくするなど合理化を図ったところでございます。

このような事務の合理化を更に進め、職員が支援業務により集中できるようにまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○松本部長 ありがとうございます。

今ご説明をいただいた資料5-1から3について、ご質問等ございましょうか。

よろしゅうございますか。

事務局のほうから補足ありますか。

○事務局（山田地域連携課長） いいえ、特に。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○松本部長 分かりました。

それでは、続いて次の報告事項は、フォスタリング機関に関わる契約締結等のところですね、資料6でございます。

お願いいたします。

○事務局（藤崎家庭支援課長） 家庭支援課長の藤崎でございます。

この4月に着任いたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料6の「札幌市のフォスタリング機関に係る契約締結等」という資料をごらんください。

前回の会議では、今年度の各フォスタリング機関の業務内容や企画提案、審査会の結果、選定しました委託コンサル等についてご説明させていただきましたが、今回はその後の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

まず、1番の受託者ですが、前回ご説明いたしました委託候補者のとおり、（1）札幌市フォスタリング事業については、社会福祉法人常徳会、（2）札幌市乳幼児フォスタリング事業につきましては、社会福祉法人北翔会と、それぞれ4月7日付で契約を締結いたしました。

各区の札幌市フォスタリング事業につきましては、市全体において、里親のリクルートから研修、登録を一体的一貫した支援を行うことにより、質の高い里親養育体制を確立し、幅広く里親委託の推進を図ることを目的としております。

2点目の札幌市乳幼児フォスタリング事業につきましては、こちらが機能担当といたしまして、課題の一つであります乳幼児の短期養育里親の確保・育成に特化した事業として

位置づけております。

昨年是一个の事業で行っていた里親の包括的な支援事業を、今年度はこの2法人に二つの事業として委託し進めていくこととなります。

続きまして、2番目に進みまして、上半期分の主な業務予定でございます。

札幌市フォスタリング事業、札幌市乳幼児フォスタリング事業それぞれにおきまして、関係機関と連携しながらこれらの事業を進めていく予定でございます。

この二つの事業の違いといたしましては、札幌市フォスタリング事業につきましては、未委託里親や、それから委託関係になった里親などを対象とした里親のトレーニング事業、これを含んでおります。

また、札幌市乳幼児フォスタリング事業につきましては、先ほど申し上げましたが、乳幼児の短期養育里親の確保・育成に焦点を当てて、リクルートを実施したり、乳幼児の事故防止に関する研修など、乳幼児の養育に特化した事業を、今のところ想定をしております。

今年度から新たに行う業務内容といたしましては、表の一番下にあります里親訪問等支援事業でございます。

こちらは、受託者が配置する心理訪問支援員等が必要に応じて訪問を実施するものでございまして、訪問等支援を強化する目的で実施する業務となります。

それでは、続きまして、最後ですね、3番目、関係機関との連携状況についてでございます。

まず、札幌市里親会、それから登録里親との連携についてでございます。

今年の4月の理事会で各フォスタリング機関からご挨拶をさせていただきまして、私ども児童相談所から業務の進め方についてご報告を行っております。また、併せて全登録里親に対し書面にて事業概要の周知を行っているところでございます。

里親支援を行う上で一番重要な部分かと思っておりますけれども、今後札幌市、それから受託者の法人及び里親会、これで情報共有を図るとともに、体系的に里親を支援していけるよう、里親会を介して当事者視点に立った意見の聴取なども行っていく予定でございます。

次に、乳児院と各児童養護施設に配置されている里親ソーシャルワーカーとの連携についてでございます。

以前から児童相談所と里親ソーシャルワーカーの間で、毎月定例の担当者会議を行っております。この場に両方のフォスタリング機関も同席して、業務の進め方を共有しているところでございます。

特に訪問支援につきましては、里親のソーシャルワーカーと、それからフォスタリング機関の担当者間で相互に連携して実施する必要があるというふうに考えております。

最後でございますが、二つのフォスタリング機関の相互連携についてでございます。

児童相談所とこの二つのフォスタリング機関の間でも定例の担当者会議を行っておりますけれども、研修とかイベント、事業の共同実施など、これは各種の調整が必要となって

ございます。また、進捗確認を行っている状況でございます。

今後につきましても、やはり関係者の皆様と共通認識を持って、それぞれの機関が特色を生かした支援が行えるよう連携に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○松本部長 今のご説明に関して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私のほうから一点よろしいですか。

新しい事業を始めるので、いろいろな試行錯誤はあると思うのですが、里親事業、里親委託の実施ということに関して言うと、フォスタリング事業が二つのところで受けられて、一方で里親会さんがおられて、里親ソーシャルワーカーがおられると、関わっている関係者がすごく増えたわけですね。

○事務局（藤崎家庭支援課長） そうですね。

○松本部長 どういうふうに、それぞれがそれぞれと何か連携したり打合せをしたりするということはあるのでしょうかけれども、やっぱり関係者が一堂に会して全体で意見を述べあったり、それから進め方について確認するような場というのは必要はないのだろうかというふうなことなのではけれども、フォスタリング機関同士がやるとか、フォスタリング機関と里親会さんがやるとか、個々にはあるのでしょうかけれども、全体に関して調整、全体の方向を確認するとか、問題点を共有するとかというふうな、そういう試みというのは何か企画されているのでしょうか。そういうことは必要ないかという意見なのではけれども、そこはどんなふうな進め方になりますでしょうか。

○事務局（藤崎家庭支援課長） ありがとうございます。

この資料の3点目、関係機関との連携状況についてというところで、それぞれの機関と連携をしますと書かせていただいたのですが、やはり今先生がおっしゃるとおり、各関係機関が増えてきているわけですので、その札幌市の里親への支援、方向性というところは、やはり同じ目標を持って進めていく必要があるだろうと。やはり目的を一つをもってそこに進んで役割分担を行う。あと、その方法については、やはりそれぞれ機関が特色あるものですから、その強みを生かしながらどう支えていくかということをお話し合いたいと思います。ただ、どのような形で、どのようなタイミングで皆さんお集まりいただくかにつきましては、今後また皆さんと相談をさせていただきたいと思いますが、方向性としてはそのようなことを考えています。

○松本部長 分かりました。特に個々の里親さんから見るときに、里親会、例えば相談相手とかいろんなことをするとき、里親会さんもしらっしゃれば、里親ソーシャルワーカーさんもしれば、関わっているフォスタリング機関もあればというふうにして、かなり錯綜するような気がするのですよね。そのあたりをそれぞれがちょっと理解が違っていると、最初は少し混乱があるのかもしれませんが、そこをどんなふうに全体として理解が共有できるのかなということが大事なかなというふうに思ったので、そういうふうな連絡会議のようなものがあつたほうがいいのかというのは、これは意見です。それぞれのお立場

での意見がありましたら。

北川委員から。

○北川委員 松本先生と同じ意見なのですけれども、やっぱり支援を受ける側としては、いろいろ増えるのはいいのですけれども、非常にいろんな施設によって温度差があったり、誰にどう連携すればいいのかなというのは分からなくなってしまうので、実際そういうことは今までありましたので、やはりそこは児童相談所がきちんとイニシアチブとして、それはリーダーシップとして連携、何のための里親支援なのかということ、高いビジョンを持ってリーダーシップをとって行っていただきたいなど、それが行政の役割ではないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○事務局（藤崎家庭支援課長） ありがとうございます。

○松本部会長 ほかいかがでしょうか。

里親養育の推進というものにかかって新しい体制が動き出しているわけですので、それがより全体幅が広がるようなものにしていきたい。北川さんがおっしゃったようなことは、皆さん思っておられることだなというふうに思いました。

ほかいかがでしょう。

どうですか、大場さん、加藤さん、当事者なので発言しにくいとは思いますが、もし何かあれば。

大場委員、お願いします。

○大場委員 私どもの札幌乳児院が乳幼児のフォスタリング事業を受託したわけですが、一番はやっぱり当事者である里親さんにとって使い勝手のいい機関でなければ駄目だと思うのですね。そのときに自己完結ということではなくて、フォスタリング機関がある意味ではコーディネーターができていくようなウィングを広げていくということも考えていかなければならないだろうと思っています。子ども自身の発達課題とか生活課題、あるいは親御さんの発達課題、生活課題というようなことは、一つの機関だけの支援ではなかなか難しい。そこではやはり広げて行って、当事者が一番何を求められているのかということにきちっと耳を傾けてやっていかなければならないとフォスタリングの担当も、それから里親支援の担当も乳児院では複数配置して、必ず協議をしながら進められるような体制を組みました。一人の仕事にしないということで、複数で考えながら、それがまた組織として考えていくという形になるようにと考えています。それは里親さんからお聞きをしたことも一人であれば一人の解釈で終わってしまうということで、できるだけ複数の目で、耳で感じながら支援していきたいというふうに思っています。そういう意味では、これからいろいろな関係機関等をお願いをしなければならないと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○松本部会長 加藤委員のほうでご発言があれば。

どうぞ。

○加藤委員 里親にとって、たくさんの支援の窓口があるというのは、とってもいいことであると思っています。ただ、窓口が増えれば増えるほど、どこに相談していいのか分からないという問題も同時に出てきて、結局どこに今の悩み、問題を相談していいのか迷ってしまう里親さんがたくさんいるということで、それは現実的に里親会の中で話として上がってきていることでもあります。

それで、できる限り里親会としましては、里親さん個々の悩みをとにかく里親の会のほうで、ワンストップ的に相談を、とにかくまず里親会のほうに一報してくれたら、必要な機関にできるだけつなげていくという方向で里親さんができるだけ迷わない形で支援につなげていくようなお手伝いができたらいいと今相談しているところです。

そこで、今松本先生がおっしゃっていたように、それぞれの各機関がうまくちゃんと連携をとれた形、情報交換ができていて、どういった形の問題ならばどこにつなげていくということを共有できたら、この働きというのはもっとスムーズに進んでいくのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。

始まってしばらく形をつくっていくのに試行錯誤はあると思いますので、しかし、現状はこの部会でも適宜共有させていただければ、ほかの委員でもどういう状況であるかというようなことを、共有させていただくことも会を通じてお願いできればというふうに思います。

ではよろしゅうございましょうか、この件については。

○事務局（藤崎家庭支援課長） ありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、まだ始まったばかりでございますので、おっしゃっていただきましたとおりに、逐次進捗状況などをご報告させていただきながら、相談をさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、最後の報告事項になります。

強化プランの取組状況ということです。

○事務局（山田地域連携課長） 地域連携課の山田でございます。

3月に策定しました第三次札幌市児童相談体制強化プランの取組状況についてご報告させていただきます。

資料は7番になります。

まず、取組項目ごとに説明いたしますが、地域における相談支援体制の強化という部分では、要保護児童対策地域協議会の機能強化という部分で、各区の家児相の人員体制等の強化を進めているところでございます。

また、母子保健相談体制の強化の部分では、母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員ということで、こちらも人員体制の強化を進めているところでございます。

こちらは、これからもまた人員増につきましては、適宜人事当局と調整をしていきたいと考えているところでございます。

次に、専門的相談支援体制の強化の部分でございますが、児童福祉司などの専門職員の計画的な配置の部分でございます。

このうち、弁護士の常時配置の実施でございますが、この4月、5月で特定任期付職員としての募集を行いまして、今採用選考を実施しております。来月7月1日採用予定で今準備を進めているところでございます。

採用後は、子どもの権利擁護、法的権限行使の場面の動向など各取組を推進し、法的対応体制を強化していく予定でございます。

次に、児童福祉司など専門職員の計画的な配置でございますが、先ほど来話がありますとおり、令和3年度から社会人経験者の部で福祉コースの試験区分を追加していますので、こちらでどの程度いい人材が確保できるかという部分があります。

引き続き、専門職員の増員を図るとともに、安定的な有資格者を確保できるよう、計画的な人員配置を行っていきたいと思っております。

次に、（仮称）第二児童相談所の整備でございますが、本強化プランに記載した第二児童相談所設置方針等に基づきまして、関係部局と協議をしながら設計に係るプロポーザル委員会を数回実施し、8月中旬に受託の業者を決定する予定でございます。

次に、一時保護体制の強化でございますが、仮設一時保護所の設置の部分で、5月27日に工事はスタートしておりますけれども、プレハブの設置を始めたところでございます。秋ごろにスタートできればなと思っているところでございます。

次に裏面でございます。

児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築でございますが、これも先ほど来話がありますとおり、新しいシステム、母子保健システムと児相システム、家児相システムを情報共有したシステムが新しくできますので、こちらを活用し更なる強化に努めていきたいと思っているところでございます。

次に、児童相談所（一時保護所を含む）自己点検の実施でございますが、令和3年度自己点検の実施に向けまして所内で検討を開始しているところでございます。年度内に実施を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、個々の子どもの状況に応じて社会的養護体制の充実でございますが、先ほど来資料3で説明したとおり、民間フォスターリング機関の設置、こちらのほうは準備を進めていっているところでございます。

また、施設の機能強化及び一時保護機能の拡充という部分では、一時保護専用施設の整備に向けまして、施設側と協議を始めたところでございます。多様な一時保護の場を確保できるよう、体制の整備を進めていきたいと思っております。

次に、児童家庭支援センターの増設と連携強化の部分でございますが、令和3年度から1カ所増加で支援センターが増設されました。引き続き、未設置の児童養護施設に対して

設置支援を行っていくという状況でございます。

最後は、関係機関との連携・支援の体制や支援整備の強化の部分でございますが、先ほどの資料でご説明したとおり、要対協の機能の強化の部分では、実務者会議で使用する進行管理台帳の様式改善を行ったほか、児童虐待通告対応ケースに関する見守り体制を強化していきたいと考えております。

なお、参考に載せておりますけれども、昨年度個別ケースの検討会議の開催回数が大きく伸びているところでございます。

それと最後は、思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施でございますが、こちら先ほど来説明がありましたとおり、若年期の女性に対する支援につきまして、昨年度ヒアリングとアンケートを行っております。その結果を踏まえまして、8月から「困難を抱える若年女性支援事業」を実施するという状況でございます。

3月に策定したプランになりますが、今後、各取組項目が確実に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告は、以上となります。

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、取組状況について今報告いただきましたが、質問、ご意見等ございましょうか。

お願いします。遠山委員。

○遠山委員 中学校の遠山です。お世話になっております。

児相の関わり、専門性のお話に前段出ておりまして、特に学校現場に勤めていまして家児相と児童相談所の連携がますます年々強化されてきて、非常に細やかにご対応いただいているというふうにも感謝しております。

今の資料7の1枚目の一時保護体制の強化の部分の仮設一時保護所の部分でお聞きしたかったのですが、これはあくまでも第二児相、つまり白石に建てられる新しい本舎を先んじてプレハブ小屋といいますかね、そういう建物が建てられて20名の一時保護が可能になるのかということ。

それから、ここに保護されることになる児童生徒というのは、子どもたちは、区によって分けられるのか、そういうこのプレハブに入る子どもたちは、何か一定の条件があって分けられるのかというあたり、何か決まっていたら教えていただければありがたいです。

以上です。

○松本部長 では、事務局のほうからお願いいたします。

仮設で建ててる一時保護のところと、それから第二児相の完成するところですけどもね。

○事務局（山田地域連携課長） この秋に目指している仮設一時保護所につきましては、第二児相が整備されるまでの間、一時的に保護するためにプレハブとして位置づけしてい

るところでございますので、今の予定では第二児相ができた場合につきましては、その部分はなくなることを想定しているところでございます。

また、そこに入る児童なのですけれども、区によって制限するということは恐らくないと思います。場所は非公表なので言いませんけれども、どういう児童をそこに措置するかというのは、これからの整理の部分でございますけれども、住んでいる区によってそこを制限するという予定は今のところないところでございます。

○松本部部长 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

特にご質問等なければ、今のご報告をご了解いただいたということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○松本部部长 分かりました。

報告全体を通して漏れたところがありれば、よろしいですか。

○事務局(山田地域連携課長) 大丈夫でございます。引き続き、またよろしくお願いたします。

○松本部部长 それでは、どうぞよろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

予定された報告は、以上ですね。

予定した議事と報告は終了いたしました。

それでは、事務局のほうにお返しします。

4. 閉 会

○事務局(島谷子ども企画課長) どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議児童福祉部会を終了させていただきます。

次回の会議は、現時点で7月5日の予定でございます。

なお、詳細につきましては、事務局のほうから改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

児童福祉部会の皆様には、今後とも様々な場面で今日のような貴重なご意見などをいただきながら協力いただければと思います。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

本日は、長い時間にわたりまして、どうもありがとうございました。